

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 全項目評価書(素案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

仙台市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成14年度に仙台市行政情報セキュリティポリシーを策定し、平成31年度には特定個人情報等の安全管理措置に関する要綱を策定した。これらに基づき、情報セキュリティや安全管理措置に関する研修や自主点検及び監査等を実施し、必要な改善措置を行っている。
- ・(特定個人情報を含む)個人情報を情報システム処理する業務を外部に委託する場合は、本市が定める「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、契約前に受注者の作業体制や作業場所の実施するセキュリティ対策について現場調査し、その調査結果を本市の外部委託審査会において審査し承認を得ることとしている。また、受注者の個人情報保護責任者は、契約前に仙台市個人情報保護条例や仙台市のセキュリティ対策に関する研修を受講することとし、委託先の情報セキュリティの確保について必要な措置を行っている。

評価実施機関名

仙台市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	母子保健・市民健診及び予防接種システム(以下「母子保健等システム」という。)
②システムの機能	<p>母子保健等システム内における予防接種システムで取扱う機能は以下の通り。</p> <p>(1)照会機能 予防接種の接種履歴を照会する。</p> <p>(2)抽出・発行機能 予防接種対象者を抽出し、案内通知および接種券の出力を行う。予防接種未接種者を抽出し、予防接種勧奨通知を行う。</p> <p>(3)登録機能 予防接種履歴等の登録を行う。</p> <p>(4)情報連携機能 住民基本台帳を電子記録媒体でシステムに取り込む。 また、他自治体との情報連携用に中間サーバに副本を登録するための、電文を作成する。</p> <p>(5)統計機能 予防接種に関する統計情報を作成する。</p> <p>なお、母子保健等システムでは個人番号を保持しない。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

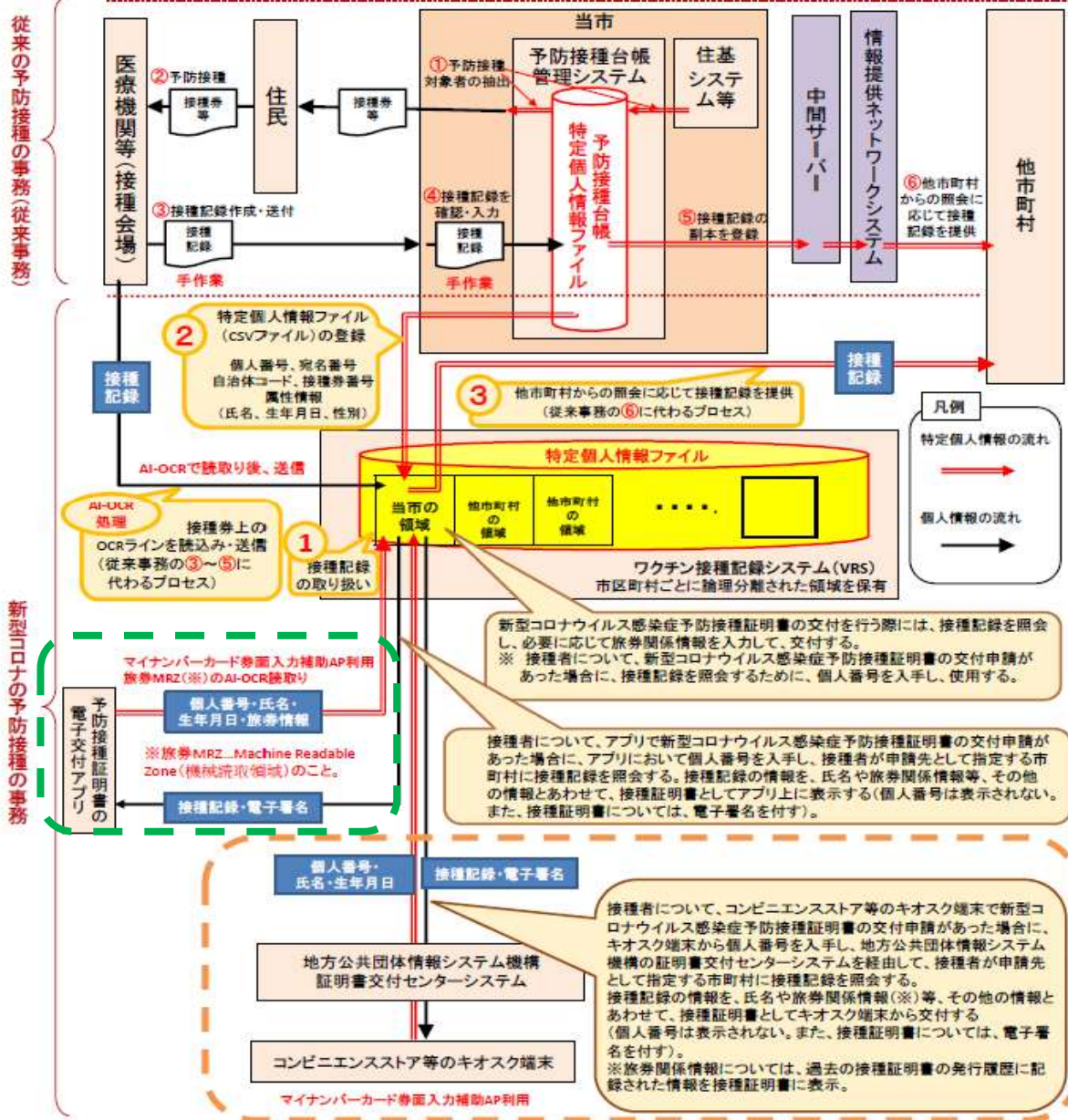
システム2

①システムの名称	統合宛名管理システム(宛名システム等に相当)
②システムの機能	<p>統合宛名管理システムは、個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理、及び、庁内情報連携等の機能を提供する。</p> <p>1. 番号の管理 : 統合宛名番号の新規付番及び、個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。</p> <p>2. 統合宛名番号の検索 : 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。</p> <p>3. 庁内情報の連携 : 各業務から提供された庁内移転用データの副本としての保存及び、各業務からの情報照会に応じて、当該者の情報抽出・情報提供を行う。</p> <p>4. 中間サーバ用データの転送機能 : 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバへ転送する。</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 : 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバより受取る。</p> <p>6. 職員認証・権限の管理 : 統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>7. 情報連携記録の管理 : 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ、国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者支援システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	当該事務は、対象疾病の発生及び蔓延防止のため、定期予防接種を適正に実施するためのものである。そのためには、定期予防接種の対象者の捕捉や、その接種実績を正確に管理することが不可欠であることから、住民基本台帳に係る情報や予防接種の実績情報等の特定個人情報ファイルを取扱う必要がある。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種対象者個人の接種実績を正確に把握することで、誤った時期、年齢、回数及び接種間隔等での接種を防止し、健康被害の発生を防ぐ。 ・また、他自治体との情報連携により転入元の接種実績を把握することにより、より正確に接種実績を把握することができる。 ・マイナポータルを利用し接種実績を市民が参照することで、母子健康手帳等を紛失した際も接種実績を確認することが可能となり、適正な接種が可能となる。 ・定期予防接種対象者全体の予防接種実施状況を把握することで、接種率の低い対象疾病について、未接種者に対して接種勧奨を実施し、当該疾病の発生及び蔓延を防ぐ。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第1の10及び93の2の項) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項及び115の2の項</p> <p>※情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供ができる根拠規定及び照会ができる根拠規定の両方に該当する。</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健所感染症対策室
②所属長の役職名	感染症対策室長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、② → AI-OCR処理 → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。



(備考)

予防接種証明書の電子交付アプリ(VRSの一機能)を利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付を追記する。(上記の点線部分)

「③他市町村からの照会に応じて接種記録を提供」の部分で特定個人情報の流れに変更(個人番号による照会について)。

予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記する。(上記の点線部分)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法施行令第1条の3に定められた対象者及び同令第6条の2に定められた記録を保有する者 ・仙台市に住民登録または居住の実態があり、仙台市が行う任意の予防接種費用助成制度に基づく接種者 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施対象者
その必要性	適正な予防接種の実施及び記録の保持をするため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号対応符号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報: 対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握するために保有 ・健康・医療関係情報: 接種した予防接種の種類、ワクチン、ロットナンバー等を把握するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年9月
⑥事務担当部署	健康福祉局保健所感染症対策室

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（住民記録・戸籍担当部署） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他自治体） <input type="checkbox"/> 民間事業者（予防接種を実施した医療機関） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム））
③入手の時期・頻度	(1) 予防接種実績 入手元：①本人又は本人の代理人、②予防接種を実施した医療機関、③他自治体 入手頻度・時期：②毎月1回、①③随時 (2) 住民基本台帳情報 入手元：住民記録・戸籍担当部署 入手頻度・時期：毎週1回 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度
④入手に係る妥当性	(1) 予防接種実績 予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7に基づく記録・保管を目的に入手するものである。 (2) 住民基本台帳情報 本人の個人特定及び住民基本台帳関係情報の入力に係る事務処理負荷軽減のために入手するものであり、可能な限り最新の異動内容等を参照する必要があるため、当該頻度での取得としている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 （番号法第19条第16号） ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示	(1) 予防接種実績 予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に、市区町村が予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明記されており、本市が交付する予防接種券（予診票・個人票）においても、接種後に個人票が市に提出されることを明示し、本人又は本人の代理人から署名を得た上で取得している。 (2) 住民基本台帳情報 番号法第19条第8号及び予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。
⑥使用目的 ※	予防接種実績を正確に管理することで、誤った接種の実施を未然に防ぎ、健康被害の発生を防止する。 さらには、未接種者への勧奨を実施し、対象疾病の発生及び蔓延を防ぐ。 また、正確な接種実績の管理のために、個人を正確に特定する必要があることから、住民基本台帳に係る情報を取得する必要がある。
変更の妥当性	-

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局保健所感染症対策室、健康福祉局新型コロナウイルスワクチン接種推進室、各区家庭健康課、各総合支所保健福祉課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		(1)対象者登録事務 他システムから住民基本台帳に係る情報を電子記録媒体で母子保健等システムに取り込み、定期予防接種の対象者を登録する。 (2)対象者抽出事務 対象者の年齢要件などから、該当する予防接種の種類及び対象者を抽出する。 (3)予防接種実績登録・管理事務 個人の予防接種実績情報を入力し、適正に管理する。 (4)予防接種実績副本作成・登録事務 予防接種実績情報の副本を作成し、統合宛名管理システムを経由し、中間サーバに登録する。 (5)予防接種照会事務 住民及び他自治体からの照会時に、予防接種履歴を照会し、回答する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。							
	情報の突合 ※	・母子保健等システムに取込みした住民基本台帳に係る情報と、接種実績情報内の4情報等を突合し、個人特定を行い、予防接種実績の登録を行う。 ・窓口対応等により直接市民から接種実績情報を入手する場合は、本人確認書類と、母子保健等システムに取込みした住民基本台帳に係る情報を突合し、予防接種実績を登録する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。							
	情報の統計分析 ※	厚生労働省への接種状況報告等のために統計分析を実施しているが、個人が特定できるような情報の統計や分析は実施していない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種法に基づく健康被害救済制度に係る給付申請に対する決定(最終決定は国が行う)							
⑨使用開始日		平成29年7月1日							

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		仙台市情報公開条例に基づき確認することができる。
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] 再委託しない [] <input checked="" type="radio"/> 再委託する <small><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		予防接種記録情報のパンチ入力作業
①委託内容		予防接種済の接種券(個人票)を入力票とする予防接種実績情報のパンチデータ作成業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[] 特定個人情報ファイルの一部 [] <input checked="" type="radio"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small><選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</small>
	対象となる本人の数	[] 10万人以上100万人未満 [] <input checked="" type="radio"/> 100万人以上1,000万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関係法令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等関係法令に定められる予防接種の対象者のうち接種済の接種券(個人票)が提出されたもの
	その妥当性	予防接種を実施した医療機関より月次で受領している接種済の接種券(個人票)については、母子保健等システムへ取り込むための電子データ化が必要であるが、毎月数万件の個人票が提出されるため、職員では対応できないことから、委託先に入力票となる個人票を納品し、パンチ入力によるデータ作成を委託することは妥当である。
③委託先における取扱者数		[] 10人以上50人未満 [] <input checked="" type="radio"/> 50人以上100人未満 <small><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</small>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		仙台市情報公開条例に基づき確認することができる。
⑥委託先名		株式会社KDS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] 再委託しない [] <input checked="" type="radio"/> 再委託する <small><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民基本台帳関連情報					
市区町村番号	郵便番号	世帯主漢字氏名	漢字併記氏名	転出後方書	連携処理日
整理番号	集配局	取消区分	氏名利用区分	電話番号	国保区分
カナ氏名	住所	住登外区分	住民となった日	F A X 番号	徴収区分
カナ氏名略	方書	宛名種別	住民でなくなった日	携帯番号	課税区分
漢字氏名	小学校区	外国人フラグ	最新異動区分	メールアドレス	年金区分
生年月日	中学校区	外国人国籍	最新異動日	補記論理和	生保区分
性別	続柄 1	本名カナ氏名	最新異動届出日	送付除外論理和	介護区分
町番号	続柄 2	本名漢字氏名	住民異動区分	個人課税区分	後期高齢区分
行政区番号	続柄 3	通称カナ氏名	住民異動日	世帯課税区分	
番地	続柄 4	通称漢字氏名	転入前住所	被災者区分	
枝番	世帯番号	アルファベット氏名	転入前方書	住基閲覧注意	
小枝	世帯主カナ氏名	漢字併記カナ氏名	転出後住所	予備区分 1~9	
#	記録可能情報/種別	予防接種結果	高齢者肺炎球菌接種結果	臨時接種結果	特措法予防接種結果
1	整理番号 (団体内宛名番号)	○	○	○	○
2	接種名称区分	○	○	○	○
3	期回数区分	○	○	○	○
4	年度	○	○	○	○
5	接種日	○	○	○	○
6	実施時間	○	-	-	-
7	会場区分	○	-	-	-
8	会場区分その他	○	-	-	-
9	接種種別区分	○	-	○	○
10	登録日	○	○	○	○
11	負担金区分	○	-	-	-
12	接種医療機関番号	○	○	○	○
13	接種医療機関番号その他	○	○	○	○
14	接種区分	○	○	○	○
15	L o t 番号	○	○	○	○
16	接種量	○	○	○	○
17	印刷区分	○	○	○	○
18	印刷日	○	○	○	○
19	発送日	○	○	○	○
20	予診理由区分	○	○	○	○
21	接種補足区分	○	○	○	○
22	予診票再発行フラグ	○	○	-	-
23	予診票再発行枚数	○	○	-	-
24	予診票再発行日	○	○	-	-
25	依頼書印刷区分	○	○	○	○
26	依頼書印刷日	○	○	○	○
27	証明書印刷区分	○	○	○	○
28	証明書印刷日	○	○	○	○
29	予診医医療機関番号	○	○	○	○
30	予診医医療機関番号その他	○	○	○	○
31	予診医番号	○	○	○	○
32	予診医職員番号	○	-	○	○
33	接種医番号	○	○	○	○
34	接種医職員番号	○	-	○	○
35	ワクチンメーカー区分	○	○	○	○
36	備考	○	○	○	○

37	支払対象外フラグ	○	○	-	-
38	警告内容	○	○	○	○
39	登録支所区分	○	○	○	○
40	印刷連番	○	○	○	○
41	実施報告書印刷日	○	-	-	-
42	請求年月	○	○	-	-
43	経過措置	○	-	-	-
44	予診票発行部署	○	○	○	○
45	送付先名	○	○	-	-
46	文書番号	○	○	-	-
47	起案番号	○	○	-	-
48	発行日	○	○	-	-
49	連絡先氏名	○	○	-	-
50	連絡先電話番号	○	○	-	-
51	滞在先郵便番号	○	○	-	-
52	滞在先住所	○	○	-	-
53	滞在先方書	○	○	-	-
54	滞在先電話番号	○	○	-	-
55	依頼書発行理由	○	○	-	-
56	自由記載欄	○	○	-	-
57	内線番号（空欄可）	○	○	-	-
58	予診票写しの宛先	○	○	-	-
59	返送区分	○	○	-	-
60	免除区分	○	○	-	-
61	被災者区分	○	○	-	-
62	長期療養者区分	○	○	-	-
63	接種時居住区	○	○	-	-
64	判定結果	○	-	-	-
65	検査方法	○	-	-	-
66	抗体価	○	-	-	-
67	単位	○	-	-	-
68	検査番号	○	-	-	-
69	接種種別	-	○	-	-
70	予診票再印刷フラグ	-	-	○	○
71	予診票再印刷枚数	-	-	○	○
72	予診票再印刷日	-	-	○	○
73	予診医番号その他	-	-	○	○
74	接種医番号その他	-	-	○	○
75	ワクチン名区分	-	-	○	○
76	予診票番号	-	-	○	○

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

個人番号	接種状況（実施/未実施）	ワクチン種類 ※1
宛名番号	接種回（1回目/2回目/3回目/4回目）	製品名 ※1
自治体コード	接種日	旅券関係情報 ※1 ※2
接種券番号	ワクチンメーカー	証明書ID ※1
属性情報（氏名、生年月日、性別）	ロット番号	証明書発行年月日 ※1
※1 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ		
※2 旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>(1) 予防接種実績</p> <p>① 本人又は本人の代理人から入手 本人又はその代理人の本人確認書類により対象者であることを確認した上で情報を入手している。</p> <p>② 予防接種を実施した医療機関から入手 医療機関での接種時には、本市から対象者に交付した接種券が必要である。紛失等で未所持の対象者に対しては、本市もしくは医療機関より手渡すが、本人確認のうえで実施している。接種後の接種券(個人票)に基づくシステム登録を実施する際は、予め接種券に付している暗号化された整理番号及び4情報等により個人特定のうえで登録を実施している。</p> <p>③ 他自治体から入手 統合宛名管理システムを介して、中間サーバから取得から情報を入手する際には、当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p> <p>(2) 住民基本台帳情報 住民記録・戸籍担当部署において所管する当該情報については、出生年月日等の条件により対象者を抽出した上で、入手をしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
---------------------------------	--

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>(1) 予防接種実績</p> <p>① 本人又は本人の代理人から入手 母子健康手帳等、情報入手のための参照書類について、対象者あてに明示することとしている。</p> <p>② 予防接種を実施した医療機関から入手 当該入手元から取得する情報の媒体となる定期予防接種の接種券については、本人・医療機関等がその実施に必要な事項のみを記載できるよう様式を定めている。</p> <p>③ 他自治体から入手 統合宛名管理システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、統合宛名管理システムから情報を入手する際には、統合宛名管理システムが事務と情報項目の対応付けに従い情報を渡すことで、事務に必要な情報以外の情報入手を抑止している。</p> <p>(2) 住民基本台帳情報 住民記録・戸籍担当部署において所管する当該情報については、出生年月日等の条件により対象者を抽出した上で、本事務に必要な情報のみを抽出し、入手している。</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
------------------------------------	--

その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種に関する業務における措置> 母子保健等システムを利用する際は、利用者ごとに設定されたID、パスワード、生体(掌紋)による多要素認証が必要であり、操作権限を付与された職員のみシステムの利用が可能である。また、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であること、さらにはそのことを周知徹底することで、不適切な方法で情報が入手されることを抑制している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 ②統合宛名管理システムへのログイン及びデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を抑制している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>窓口での申請等で本人から個人情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令12条に基づく個人番号カード等による本人確認書類の提示等を受け、本人確認を徹底することとしている。 なお、仙台市民の住民基本台帳に関わる情報については、他システムとの連携(情報記録媒体による)により取得するため、本人確認は実施済である。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>母子保健等システムにおいては個人番号を取扱わない。 予防接種による健康被害救済制度に基づく医療手当等の給付申請時に、申請者から直接個人番号を入手する際には、番号法第16条及び施行令第12条に基づく個人番号カード等による本人確認書類の提示等を受け、その真正性を確認することとしている。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>母子保健等システムに取込んだ住民基本台帳に係る情報と、定期予防接種実績情報内の4情報等を突合し、個人特定を確実に行ったうえで、予防接種実績の登録を行う。</p> <p>個人特定及び接種実績の内容に疑義等あった場合は、本人や接種した医療機関等に調査のうえで、必要に応じてデータの修正等を行うことで、正確性を確保している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種に関する業務における措置> 母子保健等システムについて、以下の措置を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①インターネット系への接続は無く、システムからネットワークを通じて情報が漏えいするリスクは無い。 ②接種済みの接種券等の提出先については、対象の医療機関宛に事前に周知しており、紙媒体の誤送付等による漏えい・紛失等のリスク低減を図っている。 ③記録媒体の利用については、施錠可能な場所へ保管された電子記録媒体を利用するとともに、記録の権限を持つ職員が実施することとしている。 ④受領した紙等の物理媒体については、施錠可能なキャビネット等に保管している。 <p><統合宛名管理システムにおける措置> 統合宛名管理システムと業務システム、及び、統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	
<p>3. 特定個人情報の使用</p>	
<p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p>	
<p>宛名システム等における措置の内容</p>	<p>統合宛名管理システムでは、情報を利用する事務と、事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、統合宛名管理システムから情報を入手する際には、統合宛名管理システムが事務と情報項目の対応付けに従い情報を渡すことで、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けはできない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>

<p>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>	<p>母子保健等システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードの認証及び生体認証を実施する。 また、認証後はアクセス権限による利用機能の制限により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで目的を超えた紐付けができない対策を実施している。 母子保健等システムにおいては、他システムとのネットワーク接続を行わず、住民基本台帳に係る情報の入力については、住民情報システムからの電子記録媒体による連携に限定することで、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けを防止している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p>	
<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<p><予防接種に関する事務における措置> ①母子保健等システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証及び生体認証を行なう。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ③母子保健等システム内の各業務の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため、業務利用権限のないものは当該業務を利用できない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証(又はパスワード)による認証を行なう。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
<p>アクセス権限の発効・失効の管理</p>	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<p><予防接種に関する事務における措置> ①利用者の管理等は、システム管理者権限を付与された職員が、管理用端末において専用のID・パスワードを用いて行う。 ②ユーザーIDやアクセス権限を人事異動時期等に適宜確認し、業務上アクセスが不用となったIDやアクセス権限の削除を実施している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①利用者の管理等は、システム管理者よりシステムを管理する権限(以下、特権IDという)を付与されたシステム管理補助者が、電子的に施錠された執務室内に設置された管理用端末において専用のID・パスワードを用いて行う。 ②ユーザーIDやアクセス権限を定期的(特権ID、一般利用者IDは共に月1回)に確認し、業務上アクセスが不用となったIDやアクセス権限の削除を実施している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><予防接種に関する事務における措置></p> <p>①母子保健等システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、システム管理者権限を付与された職員が管理を行っており、通常の利用者はアクセス権限の追加・変更に関する権限が与えられていない。</p> <p>②人事異動の場合等、権限が不要となった場合において、システム管理者権限を付与された職員が、システム利用部署からの申請等に基づき、異動等を管理情報に反映し、また、定期的な見直しを行い、不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p><母子保健等システム運用監視></p> <p>①母子保健等システムにおいて、不正アクセスの確認のため、定期的にOS、アプリケーションのログの確認を実施している。また、データベースの使用状況を監視しており、リソースの使用状況について予め定めた閾値を超えた場合には自動的に検知を行う。</p> <p>②母子保健等システムでの特定個人情報の照会等の各操作においては、そのログをシステム上で保存しており、不正な使用を抑止している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><予防接種に関する事務における措置></p> <p>母子保健等システムの操作記録については、利用者IDごとにシステム内のデータベースに記録し、無期限保存としている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <p>システム操作履歴をユーザー単位で記録し、磁気ディスクに毎日保存している。なお、消去は行わないこととしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>母子保健等システムの使用については、下記のとおり規定を定めている。</p> <p>①仙台市母子保健・市民健診及び予防接種システムセキュリティ実施手順により、職員は、業務目的外にシステムを利用してはならないこととしている。</p> <p>②仙台市行政情報セキュリティポリシーにおいて、職員(退職したものも含む)は本市の保有する行政情報を漏らしてはならないことと規定している。</p> <p>③職員について、年1度の研修を行い、仙台市行政情報セキュリティポリシーの教育を行なっている。</p> <p>④委託先について、要件として、仙台市行政情報セキュリティポリシーの教育を必ず行うことを必須としている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種に関する業務における措置> 母子保健等システムについて、以下の措置を講じている</p> <p>①アクセス権限等により、利用端末からのファイル書き出しが制限されている</p> <p>②特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可している</p> <p>③バックアップ処理はシステム管理の権限を付与された運用者のみが実行できる</p> <p>④委託先は本市職員の管理監督のもとでのみ特定個人情報ファイルを取扱うこととしており、自社環境等への保存や、保存先サーバへのアクセス等は不可としている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置></p> <p>①バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している</p> <p>②特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可している</p> <p>③バックアップ処理はシステム管理者よりシステム管理の権限を付与された運用者のみが実行できる</p> <p>④委託先には契約で複製を禁じている</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用における漏えい・紛失のリスクに対して、以下の措置を講じる。</p> <p>①スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない</p> <p>②端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く</p> <p>③個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

-	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に規定されている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種に関する事務における措置> 情報提供ネットワークシステムとは直接接続していないことから、当該システム単体で情報提供ネットワークシステムを経由した情報を入手することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している ②接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種の実施に関する事務における措置> 情報提供ネットワークシステムとは直接接続していないことから、当該システム単体で情報提供ネットワークシステムを経由した情報を入手することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①中間サーバーと統合宛名管理システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、仙台市の中間サーバーと統合宛名管理システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②統合宛名管理システムと業務システム、及び、統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種に関する事務における措置> 情報提供ネットワークシステムとは直接接続していないことから、当該システム単体で情報提供ネットワークシステムを経由した情報を入手することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種に関する事務における措置> 情報提供ネットワークシステムとは直接接続していないことから、当該システム単体で情報提供ネットワークシステムを経由した情報を入手することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ②統合宛名管理システムと業務システム、及び、統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。 ③中間サーバと統合宛名管理システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、仙台市の中間サーバと統合宛名管理システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種に関する事務における措置> 母子保健等システムにおいて、中間サーバへの副本登録用の電文データを作成する際、当該データ単体で個人を特定可能な情報は含まない仕様となっている。 また、中間サーバ接続端末に当該データを取込む際は、管理された電子記録媒体を利用し、当該端末への取込みについて、権限を付与されたアカウント利用者が実施することとしている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバへの情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑制している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種に関する事務における措置> 母子保健等システムにおいて、中間サーバへの副本登録用の電文データを作成する際、当該データ単体で個人を特定可能な情報は含まない仕様となっている。 また、中間サーバ接続端末に当該データを取込む際は、管理された電子記録媒体を利用し、当該端末への取込みについて、権限を付与されたアカウント利用者が実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不適切な端末操作等のリスクに対応している。</p>
---------------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種に関する事務における措置> 入手した予防接種実績情報に含まれる対象者の氏名等の4情報等と、事前に母子保健等システムに取込済の住民基本台帳に係る情報を突合のうえで個人特定を行い、さらに、当該対象者の接種履歴等を参照し、取込対象の実績情報の真正性について精査のうえで登録している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①統合宛名管理システムは、業務システムから他機関へ提供する情報を、中間サーバに保存される副本情報として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している

<p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><予防接種に関する業務における措置> 母子保健等システムは、身分証明書等により事務室の鍵の受け渡しを行っている建物及び執務室の中で、さらに施錠管理するラック内にサーバを設置している。また、業務端末についてはワイヤロックにより施錠している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 統合宛名管理システムは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理、有人監視及び施錠管理を行っている部屋に設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>
<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><予防接種に関する業務における措置> ①利用するシステムには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①利用するシステムには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	別紙のとおり		
再発防止策の内容	別紙のとおり		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様に保管している。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・仙台市民の住民基本台帳に係る情報については、週次で異動した差分データを取得し、母子保健等システム内の情報を更新しているため、常に最新の情報に保たれている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>接種済の個人票等の紙媒体については、予防接種法で定められた保存期間である5年間を経過したものは、専門の業者に委託し廃棄している。</p> <p>母子保健等システムに登録された接種実績情報については、システム運用保守業務の委託先において、定められた手順書を基に、専用ソフトを用いてデータ消去を行うこととしている。</p> <p>なお、現行当該システムにおけるデータの保存年限の規定は無いため、上記運用は機器更新時等に適用の想定としている。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><仙台市における措置> 仙台市行政情報セキュリティポリシーに基づき、システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><仙台市における措置> 仙台市行政情報セキュリティポリシーに基づき、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><仙台市における措置> ①仙台市行政情報セキュリティポリシーに基づき、職員に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドラインに基づき、事業者に対しセキュリティ研修の受講を義務づけることとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>市政情報センター 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所本庁舎内 022-214-1209</p>
②請求方法	<p>市政情報センター(仙台市役所本庁舎1階)に備付けの「特定個人情報開示請求書」に住所、氏名、知りたい公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。 なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料(本人の法定代理人による申請の場合は、法定代理人の本人確認書類、法定代理人の資格を証明する書類及び特定個人情報の本人に係る本人確認書類、任意代理人による申請の場合は、任意代理人の本人確認書類、委任状及び特定個人情報に係る本人の本人確認書類)を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、個人番号カードなど</p>
特記事項	<p>口頭や電話、ファクシミリ、電子メールによる請求は不可。 開示できるかどうかは、原則として請求を受けた日の翌日から14日以内に決定し、文書でお知らせする。(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することもあり。) ※次のような情報が記録されている場合は、開示できない場合もあり。 ・法令等により公開することができないとされている情報 ・開示すると事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報 ・人の生命の保護や犯罪の予防等に支障が生ずるおそれがある情報 ・市や国等の協力関係や信頼関係が損なうおそれがある情報 ・第三者の正当な利益を害するおそれがある情報</p>
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<p>健康福祉局保健所感染症対策室 仙台市青葉区国分町3-7-1 TEL022-214-8452</p>
②対応方法	<p>①問い合わせの受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。 ②情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設け、必要に応じて庁内関係各部署と情報共有し、横断的に対応を進める。</p>

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	郵便、ファクシミリ、電子メール及び事務担当課への持参による意見聴取
②実施日・期間	令和3年9月22日から令和3年10月21日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見等なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年11月29日
②方法	仙台市個人情報保護審議会による点検
③結果	【点検結果】 相当であると認められた
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	(評価書の種類)	重点項目評価書	全項目評価書	事後	対象人数の増加によるしきい値判断結果の変更
令和4年10月5日	I 2②システムの機能	(右記を追加)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	(別添1) 事務内容	(右記を追加)	予防接種証明書の電子交付アプリ(VRSの一機能)を利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付を追記 「③他市町村からの照会に応じて接種記録を提供」の部分に特定個人情報の流れに変更(個人番号による照会について)。 予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 3②入手方法	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 3③入手の時期・頻度 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合 あつて接種記録の照会が必要になる都度	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合 あつて接種記録の照会が必要になる都度	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 3④入手にかかる妥当性 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 3⑤本人への明示	(右記を追加)	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 3⑧使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 3⑧使用方法 情報の突合 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 4委託事項4	(右記を追加)	(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 4委託事項4①委託内容	(右記を追加)	(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 4委託事項4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(右記を追加)	(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 4委託事項4④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(右記を追加)	(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	II 6①保管場所	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	緊急時の事後評価として対応。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために他市区町村から個人番号を入力するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(右記を追加)	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(右記を追加)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(右記を追加)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	緊急時の事後評価として対応。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅲ3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ5リスク3 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	Ⅲ7リスク1⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	IV1①自己点検 具体的なチェック方法 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	IV1②監査 具体的な内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	IV2従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務にお	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	緊急時の事後評価として対応。
令和4年10月5日	IV3 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	緊急時の事後評価として対応。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	V1①請求先	市政情報センター 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役 所1階 022-214-1209	市政情報センター 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役 所本庁舎内 022-214-1209	事後	緊急時の事後評価として対 応。
令和4年10月5日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	接種回(1回目/2回目)	接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	事後	緊急時の事後評価として対 応。

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

	発生時期	内容	件数	再発防止策
1	令和元年5月	<p>特別徴収税額の決定通知書等について、A社に送付すべきものを別法人であるB社に送付してしまった。その結果、A社の従業員221人分の個人情報(住所、氏名、勤務先、特別徴収税額)を、B社が知ることができる状態となった。</p> <p>3種類ある封入物の宛先のダブルチェックは行っていたが、封筒の宛先と封入物のダブルチェックは行っていなかった。</p>	221件	<p>宛名シールを貼った封筒への封入物の入れ違いを防ぐために、事業所の宛名シールをあらかじめ封筒に貼り付けしたうえで、作業工程の一人目が封筒と封入物を組み合わせ、二人目がその内容が正しいかを確認、三人目が封筒に封入封緘するよう手順の見直しを行うことで誤封入を防止することとした。</p>
2	令和2年8月	<p>健診の案内文等を送付する際、対象者1名(以下、Aとする)の封筒の中に、発送対象者リストが混入していたため、Aを除く対象者129名分の個人情報(名前、住所、生年月日、性別)が、Aの目に触れる状態となった。</p> <p>封入作業時は、チェックシートを使用した上で3人で確認し、ダブルチェックを行っていたが、送付物の内容の確認後に、チェックシート、対象者リスト、名簿の一番上の1名分の封筒(Aの封筒)を添付して決裁を行い、決裁終了後に糊付けをして発送したため、その間に対象者リストが混入した。</p>	129件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者リストは対象者名簿のファイルに綴り、確認の際にはファイルに綴ったリストをもとに確認する。 ・内容の最終確認終了後、すぐに封筒の糊付けをするよう事務手順を変更し、事務マニュアルを見直す。